

別紙

森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領

第1 目的

この要領は、地方公共団体等が国の補助に係る森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）において必要な発注関係事務（以下「発注者支援業務」という。）を建設コンサルタント等に委託する場合の取扱いについて定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 委託の範囲

委託できる発注者支援業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）積算技術業務

- ア 積算に必要な現地調査
- イ 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- ウ 積算資料作成
- エ 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

（2）技術審査業務

- ア 工事発注資料の作成
- イ 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

（3）工事監督支援業務

- ア 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
- イ 業務対象工事の施工状況の照合等
- ウ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- エ 工事検査等への臨場
- オ その他

第3 委託対象工事

発注者支援業務の委託は、工事件数、工事内容、現場条件、監督職員の数等を十分勘案して、監督職員のみでは契約の適正な履行の確保が困難な工事を対象として行うものとする。

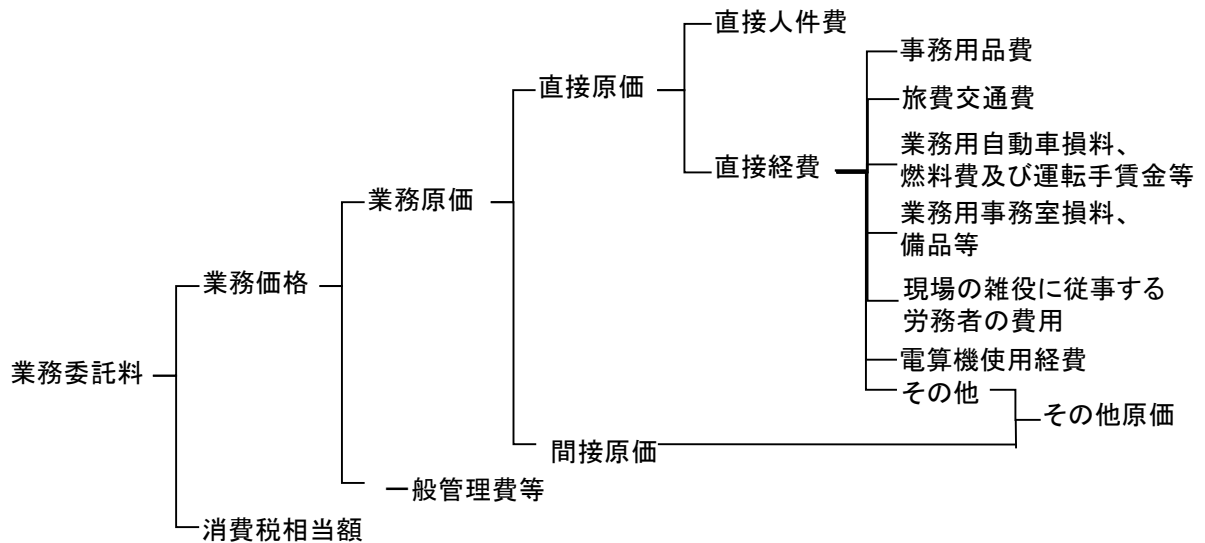
第4 委託先の選定等

- 1 発注者支援業務の委託先は、原則として、発注者支援業務を遂行する2の管理技術者等の職員を有する建設コンサルタント等とする。
- 2 技術者の資格区分は、別表1に定めるところによる。

第5 発注者支援業務の積算

発注者支援業務を委託する場合の経費は、次の基準により積算するものとする。

1 業務委託料の構成



2 構成費目の内容

(1) 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。

ア 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。なお、技術者の資格区分は、別表に定めるところによるものとする。

イ 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

(ア) 事務用品費

(イ) 旅費交通費

(ウ) 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

(エ) 現場の雑役に従事する労務者の費用

(オ) 業務用事務室損料及び備品費等

(カ) 電算機使用経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価および直接経費（積上計上するものは除く）からなる。

ア 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。

ア 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。

イ 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等とする。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税とする。

3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料の積算は、次の式により行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \\ &\quad \times (1 + \text{消費税等率}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の積算

ア 直接人件費

(ア) 積算技術業務及び技術審査業務

直接人件費は、別紙1及び2の標準歩掛によるものとする。

(イ) 工事監督支援業務

直接人件費は、一般勤務費と超過勤務費の合計額とし、それぞれの積算は次によるものとする。

a 一般勤務費

一般勤務費は、委託期間に技術者の資格区分に応じた月額単価を乗じて得た額とする。

なお、委託期間は、月数単位（小数第2位を四捨五入し1位止め。）とし、技術者の月額単価は、別に定める技術者の基準日額に積算勤務日数（19.5日/月）を乗じて得た額とする。

b 超過勤務費

超過勤務費は、必要に応じ1ヶ月当たり30時間を標準として計上し、1時間当たりの単価は、次の式により算定した額とする。

$$1 \text{ 時間当たりの単価} = \text{基準日数} \times 1/8 \times A \times B$$

ただし、A：時間外割増率（125/100、ただし 22 時から 5 時の間は 150/100）
B：基本給構成比

イ 直接経費

直接経費は、第 5 の 2 の (1) のイの各項目について実費を次により積算する。ただし、各項目の（ア）、（エ）、（オ）及び（カ）については、業務遂行上特に必要で、特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

（ア）事務用品費

事務用品費は、原則として貸与又は支給することとし、特別な場合を除き積算しないが、積算する場合は下記による。

a 積算技術業務及び技術審査業務

直接人件費×1/100

b 工事監督支援業務

直接人件費×0.5/100

（イ）旅費交通費

通勤により業務を行うことを標準とする。

旅費交通費の積算上の起点は、原則として最寄りの市町村役場とする。

上記の起点から業務場所までの運転時間を計上し、運転経費は、下表により計上する。

なお、運転速度は、時速 30km（高速道路等を利用する場合は 80km とする。）とする。

1 時間当たり

名称	単位	数量	単価	摘要
ライトバン	時間	1.0		1,500cc 森林整備保全事業建設機械損料算定表による。
ガソリン	L	2.7		スタンド渡し

（注） 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30km/h、高速道路等 80km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。

2. 高速道路等の料金は、別途計上する（消費税抜きの金額）。

3. 運転労務は計上しない。

ただし、やむを得ず滞在して業務を行う場合は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号森林整備部長通知）の 5（3）②によることとする。

（ウ）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

業務に必要な自動車に要する費用は、以下により積算する。

a 業務用自動車の規格は、原則として 5 人乗りライトバン（1,500cc）とする。

b 1 日の運転時間は、3 時間を限度として現場の状況により所要時間を計上し、燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は 1 日分を計上する。

c 業務用自動車損料については、別に定めるところによる。

- d 運転労務費は、発注者支援員が直接運転するものとして計上しない。
- e 運転対象日数は、月 20 日とする。

(エ) 現場の雑役に従事する労務者の費用

現場の雑役に従事する労務者の費用は、特別な場合を除き積算しない。

(オ) 業務用事務室損料及び備品費等

業務用事務室損料及び備品費等は、原則として委託者が設置した現場事務所等を使用することとし、特別な場合を除き積算しない。

(カ) 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ウ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、下記の率とする。

	α
積算技術業務	35%
技術審査業務及び工事監督支援業務	25%

エ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。

第6 業務委託料の変更の取扱い

業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の業務委託料}}{\text{直前の積算金額}}$$

(注) 1 変更積算金額は、当初の積算方法と同一の方法により行う。

2 直前の業務委託料及び直前の積算金額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

1 直接人件費

直接人件費は、編成人員又は委託期間に変更のない限り変更しないものとする。

2 直接経費

ア 旅費交通費は、委託期間又は業務内容の変更に伴い当初契約に係る旅費交通費が変動する場合に限り、実績に関係なく委託者の積算に基づき変更する。

イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、委託期間が変更になった場合に限って、その増減に比例して変更する。

ウ 上記のア、イ以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。

3 その他原価及び一般管理費等

その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更する。

別表 1

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 技師（A）	<ol style="list-style-type: none"> 1 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（総合技術監理部門－建設又は森林、建設部門、森林部門（森林土木科目）の登録に限る。）を受けた者 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者 3 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 4 一般社団法人建設コンサルタント協会が行うシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上ある者 (2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上ある者 (3) 学校教育法による高等学校若しくは中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上ある者
担当技術者 技師（B）	<ol style="list-style-type: none"> 1 1 級土木施工管理技士の資格を取得した者 2 林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 3 RCCMの登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者 4 森林土木関係の技術的行政経験を 10 年以上有する者 5 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験がある者であって、次の各号のい

	<p>れかに該当するもの</p> <p>(1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p>
技師 (C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p>
技術員	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同等以上の知識及び技術を有する者</p>

別紙 1

積算技術業務標準歩掛

1. 業務内容

本業務の対象とする工種は、以下のとおりとする。

(1) 適用工種

事業区分 (Lv 0)	工事区分 (Lv 1)	工事種別 (Lv 2)
治山	溪間工	工場製作工, 工場製品輸送工, 治山土工, 治山ダム工, 護岸工, 流路工, 水制工, 溪間工付属物設置工, 構造物とりこわし工,
	山腹工	治山土工, 山腹基礎工, 山腹緑化工, 落石防止工, 森林造成工, 構造物撤去工,
治山 (海岸防災林)	堤防・護岸	海岸土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 護岸基礎工, 護岸工, 擁壁工, 天端被覆工, 波返工, 裏法被覆工, カハート工, 排水構造物工, 付属物設置工, 海岸植栽工, 構造物撤去工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 仮設工
	突堤・人工岬	海岸土工, 軽量盛土工, 突堤基礎工, 突堤本体工, 根固め工, 消波工, 仮設工
	海域堤防	海域堤基礎工, 海域堤本体工, 仮設工
	養浜	海岸土工, 軽量盛土工, 砂止工, 仮設工
林道	林道開設・改良	林道土工, 地盤改良工, 法面工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, 排水構造物工, カハート工, 落石雪害防止工, 舗装工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 緑石工, 道路付属施設工, 構造物撤去工
	林道開設・改良 (舗装)	林道土工, 地盤改良工, 舗装工, 排水構造物工, 緑石工, 踏掛版工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属施設工, 橋梁付属物工, 組立歩道工, 仮設工
	林道維持・補修 ・修繕	工場製作工, 工場製品輸送工, 巡視・巡回工, 林道土工, 舗装工, 排水構造物工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 緑石工, 道路付属施設工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カハート工, 法面工, 落石雪害防止工, 橋梁床版工, 鋼桁工, 橋梁支承工, 橋梁付属物工, 鋼橋巻立て工, 現場塗装工, トンネル工, 道路付属物復旧工, 道路清掃工, 除草工, 冬期対策施設工, 応急処理工, 構造物撤去工
	林道施設災害 復旧	土工, 擁壁工, 特殊盛土工, 法面保護工, 排水構造物工, 落石雪害防止工, 舗装工, アンカー工, 杭打工, 地下水排除工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路付属施設工, 構造物撤去工, 道路付属物復旧工

(2) 業務内容

1) 発注者支援業務標準仕様書の第2002条1項から4項までを基本とする。

2) 打合せ

- ・業務の実施にあたり監督職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。
- ・複数の工事の積算をまとめて委託する場合、対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。
- ・複数の工事の積算をまとめて委託する場合、対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

2. 標準歩掛

(1) 業務計画・現地調査

以下の歩掛を基本とする。

(単位；人日)

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	1.4		1.0		1業務当り
現地調査	0.5		0.5		1回当り

※現地調査は、原則として標準歩掛を用いるが、現地在遠地にあるなどこれによりがたい場合は、見積を徴収する。

(2) 工事区分別

原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。なお、見積の徴収については、次に示すものを基本とする。

○○○○ (工事区分別)

1 工事 (所要日数○○. ○日)

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
工事発注図面及び数量総括表 (数量計算書) の作成 (設計成果等の加工等を含む)					
積算資料作成					
データ入力					
合計					

(3) 打合せ

1) 業務全体計画等に関する打合せ

1 回当たり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0.5			0.5	
中間時	0.5			0.5	適宜
成果物納入	0.5				

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

2) 工事毎の打合せ

1 回当たり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0.5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1 工事当たり 2 回を標準とする。

【見積参考歩掛】

工事区分別の歩掛は、原則として、見積を徴収し、積算を実施するものとする。以下の歩掛は、参考として提示するものである。

1 工事当たり

工事区分 (レベル1)	【当初設計】簡易 A 区分 (工種が 4 種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	5.000	0.500	29.800	3.700
地すべり防止	3.300	0.300	20.500	2.800
林道開設・改良	3.400	0.500	21.600	2.700
林道開設・改良 (舗装)	2.900	0.500	16.300	2.500
林道維持・補修・修繕	3.800	0.000	22.700	0.000
林道施設災害復旧	3.400	0.500	21.600	2.700

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【当初設計】標準B区分(工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	7.300	0.500	40.800	5.000
地すべり防止	5.900	0.500	31.500	4.800
林道開設・改良	6.400	0.300	37.000	5.400
林道開設・改良(舗装)	4.500	0.400	31.600	3.000
林道維持・補修・修繕	7.100	0.500	41.500	5.700
林道施設災害復旧	6.400	0.300	37.000	5.400

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】簡易A区分(工種が4種以下の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	2.800	0.000	18.000	0.000
地すべり防止	2.100	0.000	13.100	0.000
林道開設・改良	2.400	0.300	12.000	1.800
林道開設・改良(舗装)	2.000	0.300	10.000	1.500
林道維持・補修・修繕	2.200	0.000	13.200	0.000
林道施設災害復旧	2.400	0.300	12.000	1.800

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】標準B区分(工種が5種以上の工事)			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	4.100	0.300	23.500	4.600
地すべり防止	3.200	0.300	18.500	2.500
林道開設・改良	4.200	0.300	21.000	3.200
林道開設・改良(舗装)	3.600	0.400	19.000	2.500
林道維持・補修・修繕	4.600	0.400	24.600	2.800
林道施設災害復旧	4.200	0.300	21.000	3.200

1 工事当り

工事区分 (レベル1)	【変更設計】数量精査			
	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
溪間工、山腹工	2.300	0.300	11.500	1.700
地すべり防止	1.400	0.300	9.100	1.100
林道開設・改良	1.600	0.300	9.000	1.400
林道開設・改良(舗装)	1.200	0.300	8.000	1.200
林道維持・補修・修繕	1.900	0.200	11.900	1.700
林道施設災害復旧	1.600	0.300	9.000	1.400

別紙2

技術審査業務標準歩掛

1. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり監督職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

(2) 工事発注資料の作成

- ・公告文、入札説明書及び技術資料提出要請書のひな形を電子データで受け取り、これを指定された条件に合うように加工して案を作成する。
- ・競争参加資格要件等の基本条件については、発注者側が提示する。
- ・契約手続きフローの作成は業務に含まれない。

(3) 技術資料の分析・整理

1) 現地調査

- ・現地調査は主として技術資料の分析・整理のために実施する。ただし、簡易な工事で現地調査の必要がないと判断される場合は、発注者、受注者協議のうえ、取り止めることができるものとする。

2) 技術資料の分析・整理

① 競争参加資格確認・整理

i) 企業同種実績等の確認・整理

- ・各工事入札参加者によって提出された資料に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。
- ・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

ii) 一般競争参加資格等の確認・整理

- ・発注者システムから出力された帳票に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。
- ・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

② 総合評価項目分析・整理

- ・各工事入札参加者の技術提案（又は施工計画）について、個別提案項目毎に分析した結果を一覧表に整理する。
- ・技術提案（又は施工計画）を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ、一覧表に整理する。
- ・根拠資料は、分析結果案作成のために収集した資料（情報）等を含む分析結果作

成の根拠となる資料とする。

- ・標準型においては、技術提案の内容に応じて標準歩掛を設定する。
- ・本歩掛は、技術提案の各項目に対する提案数が10以内の場合に適用するものとし、提案数がこれを超える場合は別途検討するものとする。
- ・競争参加資格としての簡易な施工計画及び施工計画（技術的所見）の確認・整理についても本歩掛を適用する。

i) 技術提案及びその技術提案に対する施工計画

技術提案に係る各項目のいずれか1項目及びその技術提案に対する施工計画を標準とする。

○技術提案に係る項目

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

ii) 施工計画又は技術提案

技術提案に係る各項目のいずれか1項目又は施工計画1項目を標準とする。

○技術提案に係る項目

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

iii) 簡易な施工計画

- ・簡易な施工計画について標準歩掛を設定する。簡易な施工計画については、項目数によらず一定とする。本歩掛は、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）の分析・整理についても適用する。また、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）と技術提案等を共に評価する場合は、技術提案等に係る歩掛と「簡易な施工計画」に係る歩掛を共に計上すること。

- ・評価区分が「適」「否」など2区分の場合に適用することとし、評価区分が3区分以上の場合、別途考慮すること。

○ヒアリングに向けた確認事項の整理

- ・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

iv) 企業の施工実績等評価

- ・企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力（過去の加算点の平均）についてとりまとめ、一覧表に整理する。なお、この他の項目についても整理

を行う場合は別途考慮すること。

2. 標準歩掛

以下の歩掛を基本とする。

(1) 業務計画

1 業務当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	1.4	0.6	0.7	0.6	

(2) 打合せ

1) 業務全体計画等に関する打合せ

1 回当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0.5			0.5	
中間時	0.5			0.5	
成果物納入	0.5				

- 備考
1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

2) 審査対象工事毎の打合せ

1 回当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

- 備考
1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1 工事当り 1 回を標準とする。

3) 工事発注資料作成

10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
入札公告・入札説明書の作成		2.3	7.1	5.2	
技術資料提出要請書の作成	0.6	0.2	2.0		

4) 競争参加資格申請書の分析・整理

①現地調査

10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
現地調査			8.6	7.5	

②競争参加資格の確認・整理

1 者、10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
企業同種実績/技術者同種実績等		0.5	1.0	0.9	
一般競争参加資格/予決令第70条、71条/会社更生法等/指名停止/排除要請/本店等		0.1	0.2	0.5	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

③総合評価項目の分析・整理

1 項目、1 者、10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
技術提案及びその技術提案に対する施工計画		1.0 (0.6)	1.4 (0.9)	2.5 (1.6)	
施工計画又は技術提案		0.9 (0.5)	1.1 (0.5)	1.9 (1.0)	

※2 者以上が参加する場合は、2 者目以降 1 者、10 工事あたりにつき括弧内の歩掛を加える

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25 を乗じる

※1 工事における技術提案の 1 項目に対する平均提案数が 5 を超える場合は1.8 を乗じる

1 者、10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
簡易な施工計画		0.5	0.9	1.2	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25 を乗じる

1 者、10 工事当り

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
企業成績・表彰/配置予定技術者成績・表彰/過去の加算点	0.4 (0.2) ((0.2))		0.8 (0.5) ((0.3))	0.7 (0.5) ((0.2))	

※3者及び4者の部分は、括弧内の歩掛を適用する。

※5者以上20者以下の部分は、二重括弧内の歩掛を加える

※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25 を乗じる

※1工事における技術提案の1項目に対する平均提案数が5を超える場合は2.0 を乗じる